

各位

三井住友信託銀行株式会社

## 新法移行「公益信託」第1号認可に関するお知らせ

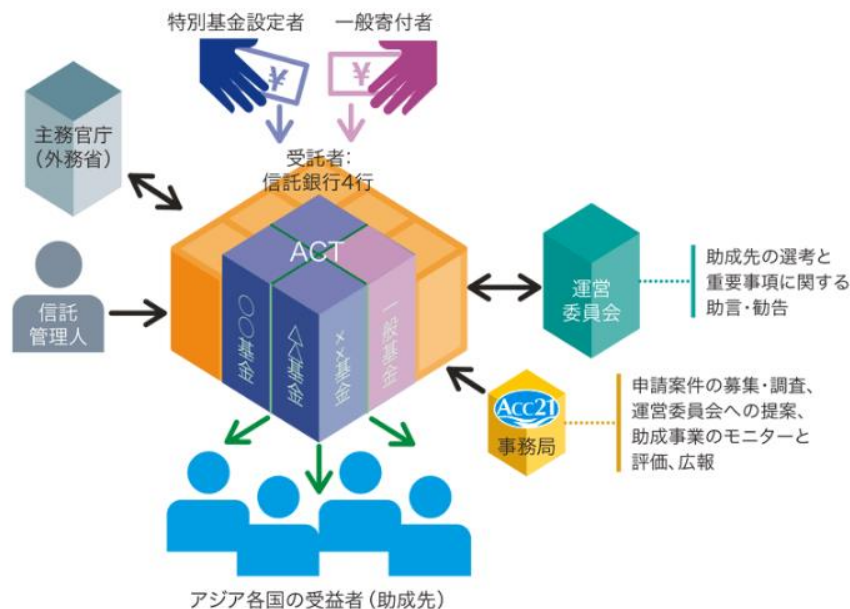
三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:米山 学朋、以下「当社」)は、1979年から「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(以下「本信託」)」の代表受託者を務めています。今般、2026年4月1日に施行された新たな公益信託制度において、本信託が旧公益信託からの移行に係る第1号認可を受けましたのでお知らせします。

### 1. 「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト」とは

#### (1) 概要

本信託は、旧公益信託の黎明期である1979年に、信託業界全体の後押しを受け、共同受託(※1)により成立した募金型の公益信託です。広く寄付を募りながら、アジア諸国における社会開発、学術研究、教育、文化、農業、青少年育成等の振興に資する事業へ助成金の支給を行っています。

本信託は、一般寄付者からの寄付を募る一般基金の運営だけでなく、特定の寄付者・遺贈者の名前等を冠して支援したい事業分野、地域・国を指定できる特別基金の設定にも対応しているという特長があります。



出典: [公益信託アジア・コミュニティ・トラスト ホームページ](https://act-trust.org/) (https://act-trust.org/)

#### (2) 助成事業

本信託は、1979年の信託設定以来、15か国・地域に対し、累計約10億円の助成金を支給しています。

2024年度は「海外助成事業」として、フィリピン・インドネシア等のNPO法人に計18事業、約32百万円を助成しました。主な助成事業は、「森林再生プロジェクト」、「障がい者や社会から疎外された人々のオンライン職業技能訓練」、「大学生の起業家育成と自助グループ推進」等です。また、「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」として5か国、8事業に対し約3百万円を助成しました。

## 2. 新たな公益信託制度の移行認可について

### (1) 新たな公益信託制度

公益信託とは、公益活動のために自らの財産を提供しようとする個人や利益の一部を社会に還元しようとする法人等がその財産を信託銀行等の受託者に信託し、受託者が信託契約で定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

2026年4月の公益信託法改正により、公益事務や信託財産、受託者の範囲等が拡大され、より使いやすい制度に見直されました。

### (2) 移行認可

2026年4月1日に新たな公益信託制度が施行されたことに伴い、それ以前に設定された公益信託については、2028年3月31日までの間に行政庁の認可を得ることで、新たな公益信託法に基づく公益信託に移行できるとされています(※2)。

## 3. 公益信託制度の発展に向けて

### (1) 当社の公益信託受託概況

当社は1977年に我が国初の公益信託第1号を受託しました。

以来、当社はさまざまな案件を手掛ける中で専門的な経験・ノウハウを蓄積し、足元では受託件数150件以上、受託残高300億円以上を積み上げ、リーディングカンパニーとして公益信託の分野を牽引してきました(※3)。

### (2) さらなる発展に向けて

当社は、「社会課題解決型のリーディングカンパニー」を目指し、社会的価値と経済的価値の好循環の確立に取り組んでいます。

民間の資金や篤志をさまざまな社会課題に繋ぐ公益信託は、当社の本業である信託の力を社会の持続可能性向上に結び付ける重要な業務であると捉えています。

公益信託は、今般の法改正を受け、制度の柔軟性が向上するとともに、多様な主体が公益活動に参加できるようになりました。今後、当社は、商品性の向上に努めるとともに、情報発信にも積極的に取り組み、制度の普及に貢献していきます。

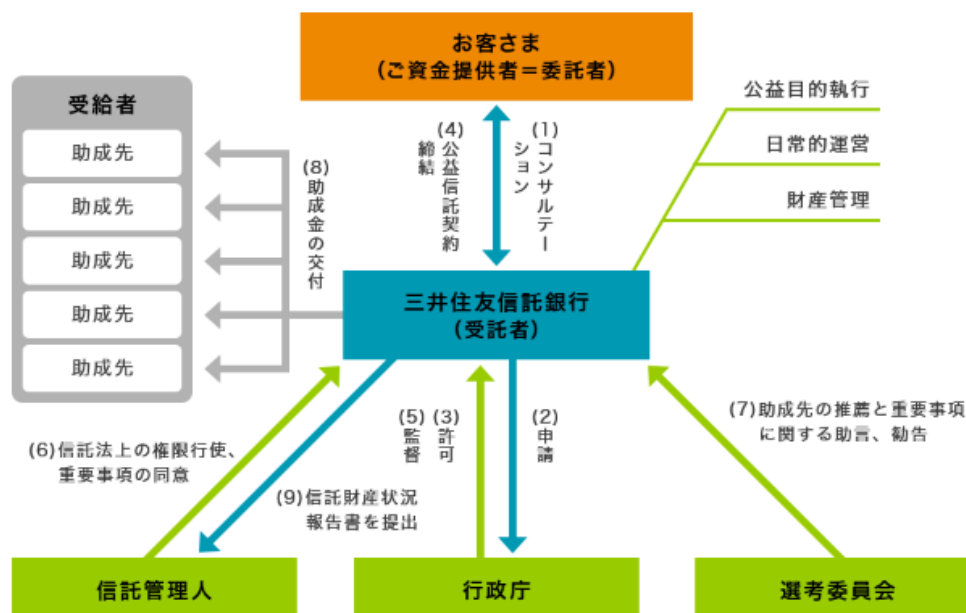
※1 当時8社(現4社:当社、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行)による共同受託

※2 移行期間満了日(2028年3月31日)までに移行認可を受けていない旧公益信託は、同日に終了するものとされています。公益信託の移行認可に関する行政庁への申請は、旧公益信託の受託者が行います。移行認可の申請を行うにあたっては、公益事務が公益目的及び不特定多数の者の利益の増進に寄与するか、受託者が公益信託事務を適正に処理する能力等を有しているか等が行政庁および各行政庁における合議制機関で審議され、移行認可基準を満たした公益信託は、認可を受けることができます。

※3 2024年3月末時点の公益信託の受託件数は372件、受託残高は520億円(一般社団法人信託協会の調べ)。

以上

## 公益信託の仕組み



- (1) お客さま(委託者)と三井住友信託銀行(受託者)との間で、公益目的の具体的な選定、その目標達成のための方法、公益信託契約書の内容などについて、あらかじめ綿密な打ち合わせを行います。
- (2) 受託者となる三井住友信託銀行は、公益信託の引受けの認可につき、行政庁に申請します。
- (3) 行政庁は、これを審査のうえ認可します。
- (4) 認可を受けた後、お客さまと三井住友信託銀行との間で、「公益信託契約」を締結します。
- (5) 行政庁は、所管の公益信託の監督を行うほか、公益信託の事務処理につき検査をし、受託者に対して必要な処分を命ずることができます。
- (6) 信託管理人は、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与えます。  
選考委員会(※)は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦および公益信託事業の遂行について助言・勸告を行います。  
※ 公益信託の適正な運営に必要となる場合に設置する合議制機関
- (7) 受託者は、選考委員会の助言・勸告に基づき、当該公益信託の目的に沿った助成先に助成金を交付します。
- (8) 受託者は、公益信託の計算期間ごとに信託管理人に信託財産状況報告書を提出します。